

春日部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

春日部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年条例第42号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
附 則 （他の法令による給付との調整） 第5条			附 則 （他の法令による給付との調整） 第5条		
傷病補償年金	(略)	(略)	傷病補償年金	(略)	(略)
	障害厚生年金等（当該補償の理由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.88</u>		障害厚生年金等（当該補償の理由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.86</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
2	障害厚生年金等（当該補償の理由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.88</u>	2	障害厚生年金等（当該補償の理由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.86</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の春日部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき理由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき理由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき理由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき理由の生じた休業補償については、なお従前の例による。